

歴史学研究会編『日本史料』(3)近世(2006年、岩波書店) 31頁～32頁
②「伊予一柳文書」天正十九年(一五九二)八月二十日豊臣秀次検地置目写

定検地置目事

- ① 上田 壺石五斗¹⁾
- ② 中田 壺石三斗
- ③ 下田 壺石壺斗
- ④ 上島 壺石
- ⑤ 中島 七斗五升
- ⑥ 下田 五斗
- ⑦ 山島・野島、見及次第可^レ入^レ念事²⁾、
- ⑧ 壺段ニ付而五間六十間事³⁾、
- ⑨ さおの木遣事候間、如^レ本拵可^レ打事⁴⁾、
- ⑩ 舛、京判たるへき事⁵⁾、
- ⑪ 於^ニ在々所々^一下々対^ニ地下人等^一、諸篇みたりの儀於^ニ申懸^一者、其主人共可^レ為^ニ曲事^一間、入^レ念可^レ申事、
- ⑫ 棹打⁶⁾之下奉行、同さをうちの者共、悉誓⁷⁾昏⁸⁾申付并横目⁹⁾可^ニ出遣^一事、
- ⑬ 検地面々勿論可^レ為^ニ自賄^一ぬか・ハラ・薪・さうしの儀者、如^ニ置目^一、亭主に相理¹⁰⁾可^ニ召直^一事、
- ⑭ さおうちの場にて、百姓之棹打者共、寄合さ^レやく儀可^レ為^ニ曲事^一、
- ⑮ 検地之面々上下共^ニ一粒一錢礼儀礼物召置族有^レ之ハ、以来き^レ出次第可^レ為^ニ曲事^一9)、
- ⑯ 兼而奉行を出し在々所々田島うたせ可^ニ見届^一間、相違儀於^レ有^レ之者、さお打主人曲事たるへき事¹⁰⁾、
- ⑰ 於^ニ在々所々^一、右置目通百姓召寄、あまねく合点仕様^ニ可^ニ申聞^一事¹¹⁾、
- ⑱ 其郡の絵図、隣郡堺目并山・川・道、入^レ念書付可^レ上候事、
- ⑲ 一 みち橋を是又念を入^{可^ニ申付^一事、}
- 一 右条々聊不^レ可^ニ油断^一者也、

天正拾九年八月廿日

秀次御印判

ひじりやな(直盛)
一 柳四郎左衛門

- 1) 老石五斗 土地の等級とそれに対応する反あたりの年貢量(斗代)が列記されている。
- 2) 見及次第可入念事 見つけ次第念を入れて検地する。
- 3) 五間六十間事 一反三百歩制を表す。
- 4) さおの木： 丈量基準となる物差し(竿)は、秀吉政権側から与えられたものの複製を作って検地に用いる。
- 5) 舛： 京都の公定升、いわゆる京升。
- 6) 棹打さおうち 土地を測る事。
- 7) 横目よこめ 監査役。
- 8) 自賄じまかひ 検地役人の食料は現地調達ではなく支給だが、飼料・薪などは宿泊する家の主人に調達させる。
- 9) 検地之面々： 検地関係者は上下に関わらず、礼物札銭などを受け取って少しでも不正を行ったことがわかれば処罰する。
- 10) 兼而奉行を出し： 検地に不正がないか奉行が再度見届け、もし不正があればその丈量を行った責任者を処罰する。
- 11) 百姓召寄： 百姓たちを集め、この置目を納得するまでよく言い聞かせる。

【解説】 検地掟おきて、検地置目、検地条目などと呼ばれる規定は、成實堂文庫片桐文書や溝口文書の天正十七年(一五八九)十月朔日豊臣秀吉検地掟を始め、いくつかわか知られている。多くの場合、一反三百歩、京升の使用、上中下の田地等級別の斗代設定、検地役人への礼物札銭の禁止、検地役人の自賄いなどの原則が規定され、百姓にも承知させるよう命じられている。これらの諸原則の内、一反三百歩制や地位別斗代は、早く天正十年二月の秀吉による検地である播磨国惣社寺領荒田帳ですでに適用されているという(秋沢繁「太閤検地」『岩波講座日本通史 近世Ⅰ』一九九三年)。史料には**陸奥国検地置目**で、検地掟としては条数の多い方に入るといえるが、ここには絵図への境界・山・川・道・橋等の記入が規定されており、後にみる御前帳調達命令とこれらの条項が符合していることから、この検地置目は御前帳作成のために出されたといえる。歴史学研究会編『日本史料』③近世(2006年、岩波書店)31頁～32頁(24「伊予一柳文書」天正十九年(一五九二)八月二十日豊臣秀次検地置目写・注釈・解説)

- ※ 各条目前の符号(①～⑱)は拙職が加入した。又、注釈・解説文字等の表現(符号・強調)や体裁は拙職が改めた。
- ※ 尚、本条目は、神崎彰利『検地 縄と竿の支配』(1988年、教育社)55頁～56頁(東京大学史料編纂所「伊予一柳文書」)を参考にした。
- ※ 平成二十二年五月十七日 金子和也写